



石川県内の最低賃金

**最低賃金より低い賃金で
労働者を使用することはできません。**

- 最低賃金は、パート・アルバイト等雇用形態に関係なく適用されます。
- また、労使が最低賃金未満で働くことに合意していたとしても無効となり、適用される最低賃金額で労働契約したものとみなされます。



石川労働局広報キャラクター
「こうぼう」

◇地域別最低賃金（すべての労働者に適用されます）

改正発効日 令和7年10月8日

最低賃金の名称	時間額	適用労働者
石川県最低賃金	1,054円	年齢や正社員、契約社員、パート、学生アルバイト、嘱託などの雇用形態や呼称にかかわらず、すべての労働者に適用されます

◇特定最低賃金（特定の産業で働く基幹的労働者に適用されます）

改正発効日 令和7年12月31日

No.	最低賃金の名称	時間額	適用労働者
1	一般機械 石川県金属素形材製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等、その他の金属製品、はん用機械器具、生産用機械器具、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具製造業最低賃金	1,090円	石川県内の左記 特定産業の基幹的労働者に適用されます。 (適用される業種は裏面をご参照ください) ※適用されない労働者
2	自動車 石川県自動車・同附属品、自転車・同部分品製造業最低賃金	1,090円	【No.1 ~ No.4 各特定最低賃金】 ① 18歳未満又は65歳以上の者 ② 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの ③ 清掃又は片付けの業務に主として従事する者 【No.1 一般機械、No.2 自動車】 ④ 手作業により又は手工具、小型手持動力機若しくは操作が容易な小型機械を用いて行う包装、袋詰め、箱詰め、洗浄、バリ取り、巻線、組線、かしめ、穴あけ又は取付けの業務(これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。)に主として従事する者 【No.3 電気機械】 ④ 手作業により又は手工具、小型手持動力機若しくは操作が容易な小型機械を用いて行う巻線、組線、かしめ、取付け、包装又は箱詰め業務(これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。)に主として従事する者
3	電気機械 石川県電子部品・デバイス・電子回路、民生用電気機械器具、電子応用装置、情報通信機械器具製造業最低賃金	1,064円	
4	百貨店 石川県百貨店、総合スーパーマーケット最低賃金	1,060円	

○上記のほか、石川県の区域には「石川県綿紡績、化学繊維紡績、毛紡績、その他の紡績、染色整理、綱、漁網、網地製造業最低賃金」が定められていますが、石川県最低賃金が適用されるため、時間額1,054円以上支払う必要があります。



特定最低賃金が適用される業種

No.	適用業種（日本標準産業分類による）
1	①金属素形材製品製造業（粉末や金製品製造業を除く） ②ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業 ③その他の金属製品製造業（打ちはく業を除く） ④ポンプ・圧縮機器製造業 ⑤一般産業用機械・装置製造業（細分類が不詳なものも含む）（家庭用エレベータ製造業、冷凍機・温湿調整装置製造業を除く） ⑥その他のはん用機械・同部分品製造業 ⑦農業用機械器具製造業（農業用器具を除く）のうち細分類が不詳なもの ⑧農業用トラクタ製造業 ⑨建設機械・鉱山機械製造業（細分類が不詳なものも含む）（建設用ショベルトラック製造業を除く） ⑩繊維機械製造業（細分類が不詳なものも含む）（工業用・家庭用ミシン製造業、毛糸手編機械製造業（同附属品製造業を含む）を除く） ⑪生活関連産業用機械製造業 ⑫基礎素材産業用機械製造業 ⑬金属加工機械製造業 ⑭半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置製造業 ⑮その他の生産用機械・同部分品製造業 ⑯発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業 ⑰産業用電気機械器具製造業（車両用電気配線装置製造業を除く） ⑱①～⑰の産業において管理、補助的経済活動を行う事業所 ⑲純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が①から⑰に掲げる産業に分類されるものに限る。）
2	①自動車・同附属品製造業 ②自転車・同部分品製造業 ③前記の産業において管理、補助的経済活動を行う事業所 ④純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が前記①又は②に掲げる産業に分類されるものに限る。）
3	①電子デバイス製造業 ②電子部品製造業 ③記録メディア製造業 ④電子回路製造業 ⑤ユニット部品製造業 ⑥その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業 ⑦民生用電気機械器具製造業 ⑧電子応用装置製造業 ⑨通信機械器具・同関連機械器具製造業 ⑩映像・音響機械器具製造業 ⑪電子計算機・同附属装置製造業 ⑫①から⑪の産業において管理、補助的経済活動を行う事業所 ⑬純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が①から⑪に掲げる産業に分類されるものに限る。）
4	①百貨店 ②総合スーパーマーケット ③前記の産業において管理、補助的経済活動を行う事業所 ④純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が前記①又は②に掲げる産業に分類されるものに限る。）

- ◇「精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者」、「断続的労働に従事する者」など一定の要件を満たすものは、労働局長による最低賃金の減額特例許可を受けた場合、適用される石川県最低賃金、特定最低賃金を減額して支払うことが認められます。
- ◇複数の最低賃金が適用される場合は、金額の最も高いものが適用されます。
- ◇派遣労働者は、派遣先事業場に適用される地域別又は特定最低賃金が適用されます。
- ◇最低賃金の時間額と月給を比較する場合は、月給額を1か月の平均所定労働時間で除してください。
- ◇最低賃金の対象となる賃金は、毎月支払われる基本的なものに限られます。具体的には、次の賃金は除外されます。
- （1）精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
 - （2）臨時に支払われる賃金（結婚手当等）
 - （3）1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与等）
 - （4）時間外労働、休日労働及び深夜労働に対して支払われる賃金

▶▶ 石川労働局からのお知らせ

（厚生労働省 委託事業）

石川働き方改革推進支援センターが事業主の皆様を**無料でご支援**いたします。

「働き方改革推進支援センター」では、長時間労働の是正、就業規則の見直し、助成金の活用、賃金引上げに向けた取り組みなど、労務管理上の課題について無料相談を行っています。お気軽にご利用ください。

石川働き方改革推進支援センター

〒920-0027

金沢市駅西新町3-1-10 NEWSビル8階 804号室
受付時間 9:00～17:00（土日祝日・年末年始除く）

QRは
こちら



石川働き方改革推進支援センター



（R7.12）